

令和7年度(2025年度) 地籍調査事業計画

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和7年度(2025年度)地籍調査事業計画を定めましたので、同条5項の規定により公表します。

令和7年(2025年)5月9日

調査を行う者の名称	調査地域名	調査期間
熊本市	北区植木町清水・内の一部 中央区渡鹿四丁目、大江一丁目、渡鹿五丁目、 渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、東区渡鹿八丁目、新 南部一丁目の全部 北区西梶尾町・四方寄町の一部 北区四方寄町、西梶尾町の一部 北区植木町岩野の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
八代市	横手新町の全部・横手町の一部 井上町の一部 東陽町南の一部(星原) 東陽町南の一部(城ノ平、平瀬、大久保、黒淵、 米ノ山、駒原) 泉町柿迫の一部(上ノ門、堂ノ園、竹ノヘラ) 泉町柿迫の一部(二重) 泉町柿迫の一部(霧) 横手町の一部・横手本町の全部 東陽町南の一部(舟川、早瀬、田野々) 泉町柿迫の一部(樋口)	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
菊池市	龍門の一部 重味の一部 雪野の一部 広瀬、出田、吉富の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
阿蘇市	大字小地野の一部 大字新波野の一部 大字中江の一部 大字波野の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
南小国町	大字満願寺の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで

調査を行う者の名称	調査地域名	調査期間
小国町	大字上田の一部 大字北里の一部 大字西里の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
高森町	大字永野原の一部 大字下切の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
西原村	大字鳥子・大字小森・大字布田・大字宮山・大字河原地区の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
御船町	大字高木・小坂・陣・豊秋・木倉・滝川地区の一部 大字御船の一部 大字辺田見の一部 大字木倉の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
嘉島町	大字上六嘉の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
益城町	大字杉堂の一部・大字杉堂・大字小谷・大字上陣・大字下陣・大字寺中・大字平田・大字寺迫地区 大字小池の一部(小字名:塔尾・北坊・坂谷・飯田・河内・大平・田口平・南平)	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
山都町	西緑川の一部 緑川の一部 菅の一部 御所の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
多良木町	大字黒肥地の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
南阿蘇村	河陰の一部 河陽の一部 立野の一部	令和7年(2025年)4月 1日から 令和8年(2026年)3月31日まで